

京都大学ウイルス研究所規程の一部を改正する規程

京都大学ウイルス研究所規程（平成十六年達示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「感染症モデル研究センター」を「感染症モデル研究センター
新興ウイルス感染症研究センター」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する新興ウイルス感染症研究センター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。
- 3 改正後の第六条第一項に規定する新興ウイルス感染症研究センターは、平成二十二年三月三十一日まで存続するものとする。